

負担の大小より スジの通った税制に

自 動車には現在9種類の税が課せられています。すなわち、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、軽自動車税、揮発油税、地方揮発油税、軽油取引税、石油ガス税、消費税です。これらの税金の総額は国と地方の平成23年度の当初予算での租税収入の10.1%に当たる8兆円弱になる、と(社)日本自動車工業会のホームページにあります。

最 近、ロードサービス会社のJAF(日本自動車連盟)が「自動車税制に関するアンケート調査」を行い、ホームページで集計結果を報告しています。なお、JAFはアンケート質問の前に問題点と認識していることを次のように指摘しています。

①自動車の取得段階では消費税と自動車取得税が、さらに保有段階では自動車税と自動車重量税があり、その負担は欧米諸国に比べ2~49倍と極めて過重。

②自動車諸税では本来の約2倍もの税率(旧暫定税率)が「当分の間」として維持されている。

③自動車重量税は、平成21年に一般財源化されたことにより課税根拠を喪失している

④消費税と自動車取得税は共に5%税率で、取得時の二重併課である。

⑤ガソリン本体価格にガソリン税がかかり、その合計額にさらに消費税がかかる、という重複課税がある。

⑥地方では生活の足として自

動車が必要品で、自動車への税の過重負荷は地方への過重負荷を意味することになる。

J A Fアンケートの設問は、回答を誘導する姿勢がアリアリなので、解答内容がそれに引っ張られていると思われますが、意外にも、その集計結果は穏健で良識的日本国民の意識をよく反映しているような印象を受けました。

自 動車への過重負荷には、国の財政が厳しいならやむなし51%、自動車ユーザーは負担力があるのだから21%、税率が下がると自動車の利用が増え環境に負荷がかかり過ぎるようになるから20%、と容認派が多数です。ただし、特定財源から一般財源になったことによる課税根拠喪失には87%がスジが通らないとし、二重併課、重複課税、地方過重にも各々89%, 87%, 85%が好ましい課税のあり方ではないとしています。

自分が行動したすべてのことは
取るに足らないことかもしれない。
しかし、行動したという
そのことが重要なのである。

(インド独立指導者 ガンジー)



7日 大雪、
22日 冬至。
や年忘
几董

師も走るという12月は、
一年の締めくくり。歳末商
戦、ボーナスの支給、年末
調整、お歳暮の贈答、年賀
状の準備等々、何かと気忙
しい月です。

事業所得の計算も、早め
に準備して確定申告に備え
なければなりません。お正
月に積み残しがないよう早
めの準備が大切です。

12月の税務メモ

(国 税)

- 11月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 24年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

(地方税)

- | | |
|---|------------------------------------|
| 12日 (翌年) 1月4日 (本年最終 の給与支 払日まで (地方条例 による) | ○11月分個人住民税特別徴収分の納付 (特例適用者は6か月分) |
| | ○10月決算法人の確定申告 |
| | ○24年4月決算法人の中間(予定)申告 |
| | ○固定資産税、都市計画税の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。